

4. 4. 4 関係請負人の把握（指針第2の7、第3の5）

(1) 関係請負人の責任者等の把握

元方事業者は関係請負人の以下の選任状況を把握しなければならない。関係請負人はこの情報を元方事業者に通知しなければならない。

- ① 元方事業者の「作業間の連絡調整を統括管理する者」との「連絡調整等を行う責任者」
- ② 安全管理者等

また、元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、既に定められた作業間の連絡調整の措置、クレーン等の運転についての合図の統一等及び協議会における協議内容のうち、当該関係請負人に係る必要な事項を周知させること。

(2) 機械等の持ち込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人による労働災害のおそれのある機械（防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等）の持ち込み状況の把握を行うとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

自動車・自動車部品製造会社は事業所構内への請負人の持ち込み機器検査点検基準を定め、協力会社に周知するとともに、持ち込み機器毎に定期自主検査等の検査記録書を提出させた上で使用許可証を発行する等の措置を行う。

持込み機器類・チェックシート												施工会社名 ×○プレス機械株式会社																		
M…自社出発前チェック						K…作業開始前チェック																								
区別	使用有無	点検項目	期日 記号	M					K					区別	使用有無	点検項目	期日 記号	M					K							
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					1	2	3	4	5	1	2	3	4	5			
全般	有	・作業責任者は作責証・腕章・検電器はあるか。													火気	有	・消火器は2本以上、性能はよいか。													
		・有資格作業者は資格証を持ったか。																・防水シートは持ったか。												
電動工具	有無	・電気作業者の検電器はあるか。													フォークリフト	有無	・特定自主検査が行われているか。													
		・工事管理板と掲示書類はあるか。															・ライト警報器・ブレーキ等の異常はないか。													
ア溶接	有無	・全員のヘルメット・安全靴はよいか。													移動式クレーン	有無	・ヘッドガードが付いているか。													
		・必要保護具（命綱、皮手袋、保護メガネ等）はよいか。															・過巻防止装置の作動はよいか。													
ガ機器	有無	・始業前点検は作責が全数点検したか。													その他	有無	・玉掛用ワイヤーロープの損傷はないか。													
		・絶縁被覆はよいか。															・チェーンブロックの損傷等はないか。													
溶接	有無	・電工ドラムは3P（ワニグチ）よいか。															・ハンドランプのガードは付いているか。													
		・電工ドラム漏電遮断機は作動するか。															・ハシゴ、脚立の損傷・腐蝕、滑り止めはよいか。													
点検者サイン												点検者サイン																		

事例4. 6 機器の持ち込みチェックシートの例

4. 4. 5 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置（指針第2の8、第3の6）

元方事業者が、関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合





それらの付属設備の改造、修理、清掃等のために、その設備を分解または内部に立ち入る作業の仕事の「注文者」は、その仕事の請負人の労働者の労働災害防止のために「必要な措置」を講じなければならない。

ここで「元方事業者」は自動車・自動車部品製造会社であり、「注文者」とは作業の仕事を発注する者であり、自動車・自動車部品製造会社および関係請負人を使用する上位の関係請負人が該当する。(3.2.3(3)参照)

また「必要な措置」とは、化学設備と特定化学設備に関係する危険物、特定化学物質等の情報を文書の交付により作業前に提供することである。(図 4.6)

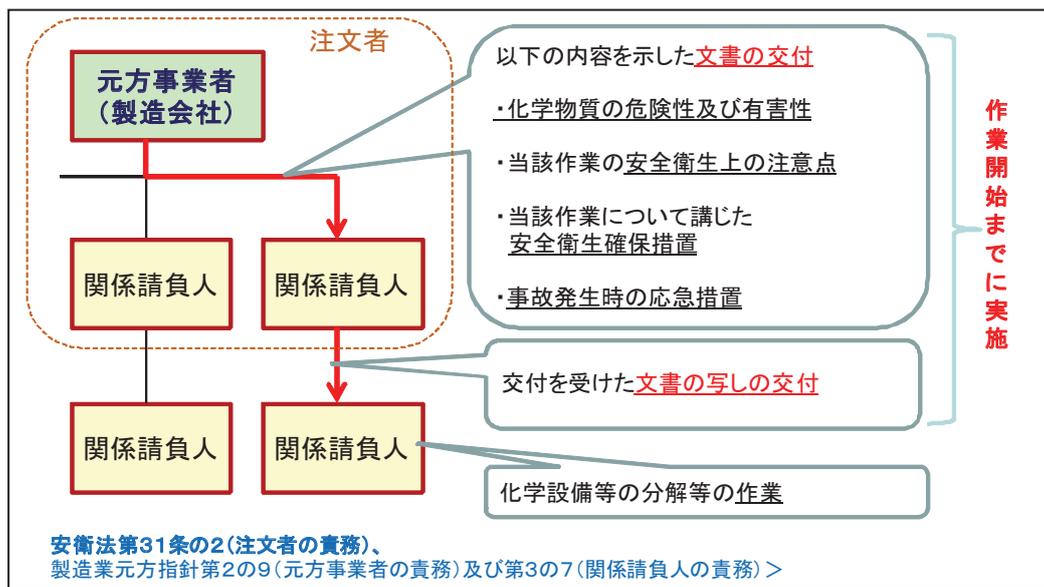


図 4. 6 危険性及び有害性等の情報提供

この危険性有害性の情報提供は、表 4. 1 の内容であるが、現場作業者向けには事例 4. 9 の例のように、MSDS 他の情報を 1 シートに簡潔にまとめ、作業上の注意点や、誤って吸引したり目に入った場合等取るべき応急措置等を具体的にわかりやすくまとめるとよい。

表 4. 1 危険性及び有害性の情報提供

	注文者が作成し交付する文書に記載されるべき事項	情報提供の具体的な内容 (例)
①	当該設備で製造または取り扱っている化学物質の危険性・有害性	MSDS (Material Safety Data Sheet)
②	仕事の作業において安全衛生上注意すべき事項	作業前確認事項とその手順、作業工程、検知器の種類と警報、着用する保護具の種類、確認責任者と確認ルール、廃棄物発生時の連絡・措置等
③	仕事の作業について安全衛生を確保するための措置	電源開放箇所の明示、作業開始の合図・連絡の取り組み、立ち入り禁止措置等
④	当該化学物質の流出その他の事故が発生した場合に講じる応急措置	空気呼吸器等保護具の配置・数量、洗浄水等の場所、緊急連絡場所及び手段、緊急遮断方法、避難場所、緊急連絡図等

安全データシート			
物質名	○○○○○ 化学式 (示性式)	性状	急性毒性物質、刺激性物質
取扱い上の注意点	人体に触れぬよう保護具着用し作業、引火性のため火気には注意し、人体周辺に異常を感じたら直ちに作業を中止し現場を離れ、作業責任者に報告する。		
保護具	ゴーグル又は保護メガネ、ゴム手袋、場合により防毒マスク（有機ガス用又は青酸用）又はエアラインマスク		
有害危険性	吸引、接触、飲み込んだ場合、容易に吸収され、急性中毒を起こす。被液して放置すれば、局部に炎症を起こす。		
応急措置	目に入った場合	直ちに多量の水で 30 分以上洗浄し、速やかに医師の診断を受ける。	
	皮膚に付いた場合	直ちに付着した衣類等を脱がせ、接触部を多量の水で 30 分以上洗浄し、速やかに医師の診断を受ける。	
	飲み込んだ場合	被災者に微温湯などを与え、吐かせ、速やかに医師の診断を受ける。	
	吸引した場合	直ちに新鮮な空気のある場所に移し、保温し、安静にさせ、できれば酸素吸入する。速やかに医師の診断を受ける。	

#### 事例 4. 9 現場作業員への危険性及び有害性等の情報提供の事例

##### 4. 4. 7 作業環境管理（指針第 2 の 10）と情報提供

各事業者は有害な業務を行う作業場では、各事業場の設備や作業の内容に応じ、作業環境測定に関する規程（安衛法第 65 条に関連する労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、粉じん障害防止規則等に示された規定）に従って測定し、評価し、所要の措置を講じることが必要である。

元方事業者は、実施した作業環境測定結果の評価に基づき関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用について、必要な指導を行わなければならない。

なお、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われている場合における作業環境測定については、一の事業者が作業環境測定を行い、その結果を共同利用することとしても差し支えないため、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、その測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できる。（S50.8.1 基発第 448 号 第 5 の第 65 条関係）

##### 4. 4. 8 健康管理（指針第 2 の 11、第 3 の 8）と情報の提供

製造事業所構内の労働者の健康管理は各事業者の責任であるが、元方事業者は

- ① 自らの労働者の健康診断の同じ日に関係請負人の労働者が受信できるように日程調整すること。

- ② 関係請負人に健康診断機関を斡旋等の措置を行うこと。
- ③ 必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

としている。

一方、関係請負人には

- ① 上記の健康診断日に健康診断をうけさせて労働者の受診率を高めること。
- ② 関係請負人の労働者の健康診断結果等の労働者個人の健康情報については、当該関係請負人が責任を持って取り扱う必要があること。ただし、作業環境の管理や就業上の措置を講じるに当たって、元方事業者が関係請負人の労働者個人の健康情報を取り扱う必要がある場合は、当該関係請負人がその旨を当該労働者に説明し、本人の同意を得た上で元方事業者に提供すること

としている。

#### 4. 4. 9 その他請負に伴う実施事項（指針第2の12、第3の9）

##### （1）仕事の注文者としての配慮事項

###### 1）操業や日常保全等の場合

元方事業者や関係請負人は、仕事の一部を他の関係請負人に請け負わせる注文者として、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じることのできない事業者等、つまり労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者には仕事を請け負わせないこととされている。

請け負わせる事業者の新規または継続しての採用是非を判断する具体的な評価基準としては以下が考えられる。

###### （イ）安全管理状況、安全成績状況

- ① 事業所での過去の請負契約の工事・作業での安全衛生管理や安全成績に問題がないこと
- ② 他の事業所又は、同業他社での安全衛生管理や安全成績に問題がないこと
- ③ 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）、リスクアセスメント等の取組体制、活動状況

###### （ロ）法令の遵守状況

- ① 安全衛生管理体制の整備状況  
(規模に応じ安衛法で定められた管理者の選任や委員会等の設置状況等)
- ② 安全衛生教育実施状況  
(事業者として自らの労働者の教育責任を自覚しているかや、実施状況等)
- ③ 健康診断の実施状況

###### （ハ）作業・工事の遂行能力

- ① 作業・工事に必要な資格を保有している者
- ② 監督者の数、二次・三次請を含めた作業者の動員力、機動力
- ③ 二次・三次請、協力会社の統率力

また、元方事業者は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること。(法第3条第3項) このため、元方事業者の組織内における安全衛生管理部門並びに設計部門及び作業発注部門間の連携を図ることとされ、このことは仕事の全部を注文し、自らは仕事をしない事業者についても同様としている。

## 2) 独立建設工事の場合

建設業の場合は前項に加え、作業間の連絡調整や指導等が適切に行われない可能性のある過度の重層請負構造の改善を狙い、以下の規定がある。(建設元方指針)

- ① 単純労働の労務提供のみを行う事業者等に仕事の一部を請け負わせないこと
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと

### (2) 適正な請負関係と、請負人及びその労働者に対する指導

図4.7に示す「偽装請負」の状態(3.2.1(3)で述べたように、「混在作業」とは異なる)では、請負形式の契約により仕事が行われていても、労働者派遣法の適用を受けることになる。

適正な請負体制とするには下記の条件を踏まえ、請負事業者の作業指揮の管理者を経由しての作業指揮の体制をとる必要があるが、その上であらためて各指揮系統の作業間の連絡調整の措置等が元方事業者に求められる混在作業ということになる。

＜請負により行われる事業が、労働者派遣事業に該当しない条件＞

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示〔昭和61年労働省告示37号〕に基づき、次の条件を満たす必要

- ① 請負業務に従事する労働者の作業について、請負業者が直接指揮監督のすべてを行うこと。
- ② 注文者から独立して、請負業者の有する能力に基づき請負業者の責任の下に処理する必要がある。

請負の作業を誰を使って、どのようなやり方で、どういう手順で行うか等を直接指揮すれば派遣法に抵触するが、安衛法第29条の義務に基づき行う安全上の指導・指示は請負業務の指揮命令には該当せず、むしろ元方事業者の義務として行わねばならない。

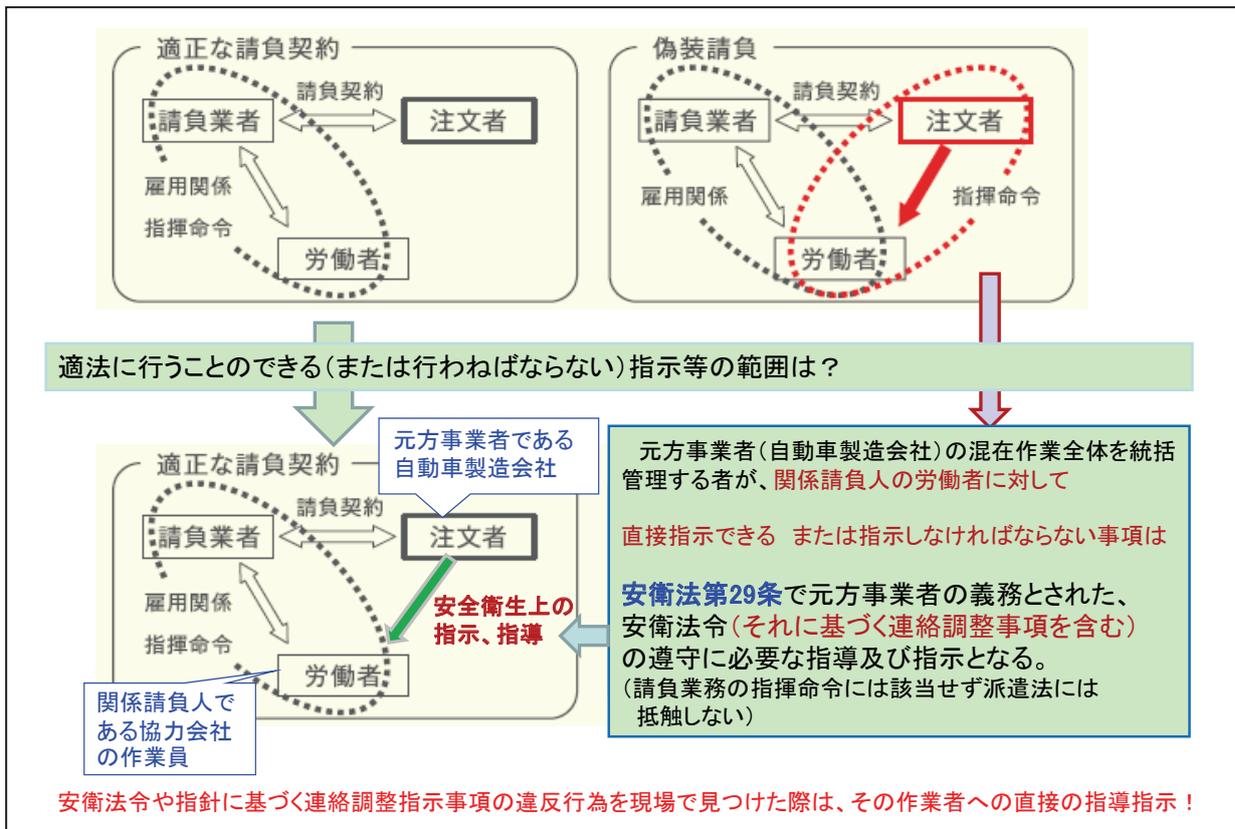


図4. 7 適正な請負での、パトロール等での作業員への直接の安全上の指導指示